

琉球大学学術リポジトリ

東南アジアの近代都市及び計画法システムの形成過程と東西地域の影響に関する比較研究

メタデータ	言語: 出版者: 池田孝之 公開日: 2009-08-20 キーワード (Ja): 都市及び計画法システム, 都市計画法制, 東南アジア都市, 東南アジア, 都市形成と計画法, 市街地形成過程 キーワード (En): Urbanization and Planning Law, Urban and Planning System, South East Asia 作成者: 池田, 孝之, 清水, 肇, 國吉, 真哉, Ikeda, Takayuki, Shimizu, Hajime, Kuniyoshi, Sanechika メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/11970

第8章 米国統治期における沖縄の都市形成と計画法

はじめに

1945年8月、第二次世界大戦の終了と同時に沖縄はそれまでの日本領土から切り放され、米国の占領下に入った。以後、1972年5月の日本本土復帰（以下単に本土復帰）までの約27年間、沖縄は日本とはある種の連絡をとりつつも米国の統治の下で都市計画を行っていくという特殊な経験を持つことになった。この時期における沖縄都市計画は、西欧近代都市計画の模倣から日本化へと進んで来た日本都市計画と米国統治計画との交差の現象として、あるいは米国の占領都市政策の実践として興味ある結果を提供してくれよう。

本稿では、①戦後の米国統治の間、沖縄の都市計画には米国統治政府の政策や計画手法の影響があったのか。②同時に、日本の都市計画との関係をどのように保ったのか。③米国と日本との狭間で、沖縄独自といえる都市計画があったのか。これらの3点を解明することを通して、戦後の沖縄における占領政策としての米国統治計画の性格とその影響、それに対する沖縄都市計画の独自性を探る。

この中でも特に上記①に重点をおいて解明することが本論文の特徴となるが、それは「米国は沖縄の都市計画をどうしようと考えていたのか」の疑問に答えることに他ならない。そのためには、(a)沖縄（及び日本）の都市計画に対する関心の程度。(b)沖縄の都市計画に対する関与の仕方。(c)その結果としての都市計画（立案、実施）の成果あるいは変化の具体事例。これら3つの角度から捉えていく必要がある。

この目的のため、本論文では、①米国国立公文書館(NARA)での琉球列島米国民政府(USCAR)関係文書、②琉球政府都市計画審議会資料（議事録含む）、を資料として分析を行う。このうち①の琉球列島米国民政府関係文書については、約5～6万件に及ぶ膨大な資料であり別途詳細に分析中なので、今回は布告、布令、指令、命令等の法規に関するものと、琉球列島米国民政府が行った沖縄の都市計画に関する3調査報告書を補足的に取り上げる。また、②の琉球政府都市計画審議会資料についても別途「戦後沖縄都市計画史」のために詳細に分析中であり、那覇市を中心とした琉球列島米国民政府に関わる資料にとどめる。

本論文では、①まず、戦後の、沖縄における統治機構として、米国の統治機構と沖縄の自治組織の変遷及びその仕組みについて把握する。②次に、那覇市を中心に、戦後の沖縄都市計画の成立とその変遷を米国統治政府との関わりを含めて時代区分毎に明らかにしていく。③同時にその中で、米国統治政府が関与した具体事例についてその役割と効果の程を探ると共に、日本都市計画との関連も対比して見ていく。④更に、米国統治政府の沖縄都市計画への関心の程度、考え方について、琉球列島米国民政府が行った3調査報告書（都市計画、交通、工業都市）より把握する。⑤以上から、米国統治政府の沖縄都市計画に果たした役割を評価し、沖縄都市計画が受けた影響と特徴について考察する。

8-1 戦後沖縄の統治機構

米国による沖縄の統治機構は、時期によって「米国海軍軍政府」「米国陸軍軍政府」「琉球列島米国民政府」の3つに分かれる。この内の前二者を単に「米軍政府」、残りを「米国民政府」とも呼んでいた。

(1) 米軍政府

1945年4月1日、米国太平洋区域総司令長官ニミッツは「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海住民ニ告グ」（いわゆるニミッツ布告）を宣言し、自ら軍政長官となった。この時より米国海軍軍政府による沖縄の統治が始まる。

翌1946年7月1日、それまで何回かの海軍と陸軍による軍政府の指揮権の変更があったが⁹⁾、沖縄に駐留する部隊のほとんどが陸軍であることから、この時より正式に陸軍軍政府が成立しその統治のもとに入る。

二つの米軍政府は、軍政府長官が海軍か陸軍かの違いだけであって、その基本的な機能は異なるもので

はなかった。陸軍政府の方が統治期間が約4年と長かったことと陸軍技術部隊が統計・建設技術面で支えとなっていた点がある。以下、これらの米軍海軍あるいは陸軍による軍政府を、特別に区別を要する場合以外は、単に「米軍政府」と呼ぶことにする。

(2) 米国民政府

1950年12月15日、米極東軍総司令官が在琉球米軍司令官に対して発した「琉球列島米国民政府に関する指令」に基づき、それまでの米軍政府を廃して新たに琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）を設立した。この後続く沖縄の長期統治のためには、従来の占領政策では住民の協力を得難いことから、たとえ形式的にせよ軍政から民政へと移行することが必要であるとの米軍側の判断がその背景にあった。琉球列島米国民政府は、単に「米国民政府」「USCAR」と呼ばれていたことから、以下そのように呼ぶ。

米国民政府の設立により、沖縄統治の責任者も米極東軍司令官が米国民政府長官、在琉球米軍司令官（米軍政府長官）が米国民政府副長官とそれぞれ呼称された。米国民政府長官は沖縄統治の全般的責任を負い、副長官の任命権を持っていたが、その権限の多くは副長官に委任して行使させた。この委任により、米国民政府副長官は軍事的必要の許す範囲内で住民の福祉向上を促進することとされる一方、布告・布令・指令などの制定公布権、後述する琉球政府立法院の可決した法案に対する拒否権、琉球政府の行政首席や副主席の任命権などの強大な権限を有していた。尚、米国民政府副長官は1957年6月5日の「大統領行政命令」で「高等弁務官」の名称が用いられ、以後、本土復帰（1972年）まで続く。

米国民政府の組織内容は図-1に示す。9部門のうち建設に関わる部門としては「公益事業部」（Public Services）が位置づけられている。1957年より部門名が（Public Works）に変わっているが、内容に変わりはなく、「技術・建設」「公共施設」「通信・交通」の3分野からなっていた⁽⁴⁾。

8-2 沖縄の自治組織

戦後から日本本土復帰までにおける沖縄の自治組織は、「沖縄諮詢会」（1945年）、「沖縄民政府」（1946年）、「沖縄群島政府」（1950年）、「琉球政府」（1952年）の4つがある。以下、簡単にその概要を説明する。

(1) 沖縄諮詢会

1945年8月20日、米軍海軍軍政府によって石川市に各収容地区の住民代表からなる仮沖縄人諮詢会が召集され、米軍政府側から沖縄諮詢会の設置が発表された。声明で、沖縄諮詢会は15人の委員からなり、①各委員は商工部・衛生部・法務部などの14部についての専門的な知識技能を持ち、②一部の地区に偏ることなく各社会階級の代表者であり、③日本の軍部や帝国主義者と密接な関係を持たないこととされた。以後、沖縄諮詢会は米軍政府の諮問を受け、米軍政府と沖縄住民の意志の疏通を計る機関として機能した。

(2) 沖縄民政府

1946年4月24日、米軍海軍軍政府指令第156号「沖縄中央政府の創設」によって設立される。それまでの沖縄諮詢会の職能を引き継ぐほか、知事の諮問機関として沖縄議会が設置された。その機構は知事、副知事、知事官房のほか、総務部、工務部などの14の部からなり、知事が統括する。だが、知事は米軍政府長官より任命される仕組みになっていた。

(3) 沖縄群島政府

1950年8月4日、米軍陸軍軍政府布令第22号「群島政府組織法」の公布に基づき、群島知事選挙を経て、同年11月4日沖縄群島政府が発足した。先の沖縄民政府の機能を受け継いでいるが、選挙管理委員会、監査委員会、公安委員会を加え、自治体としての体制がより整っている。だが2年後の琉球政府発足へ向けての準備的な組織・役割でしかなかった。

(4) 琉球政府

1952年4月1日、米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」（1952年2月29日）に基づき琉球政府が創設された。発足時は、行政主席官房・行政主席情報局・総務局など1房13局81課のほか、人事委員会・中央選挙委員会・中央教育委員会が設置され、奄美・宮古・八重山にそれぞれ同政府の地方庁（後に

支庁)が置かれた。

琉球政府の権限は、琉球における政治の全権を行うことが出来るとされていたが、あくまでも「米国民政府の布告、布令及び指令に従う」(同布告2条但し書)という条件が付されていた。更に同7条では、「米国民政府副長官(の知の高等弁務官)は、必要な場合には、琉球政府とその他の行政団体またはその代行機関により制定された法令規則の施行を拒否し、禁止または停止し、自ら適当と認める法令規則の公布を命じ及び琉球における全権限の一部または全部を自ら行使する」と規定していた⁽⁵⁾。

8-3 戦後沖縄都市計画の成立・変遷と米国統治政府の役割

終戦から本土復帰までの期間における沖縄の都市計画の性格と米国統治政府との関わりの特徴は、①無法・直接統治期(1945~50年)、②条例都市計画・間接統治開始期(1950~52年)、③法定都市計画・自治抗争期(1952~56年)、④首都建設計画・金融統治期(1956~60年)、⑤実際の都市計画・長期的計画調査期(1960~68年)、⑥日本同化期(1968~72年)の6期に区分して捉えることが出来る。(以下表-1を参照)

(1) 第1期：無法・直接統治期(1945~50年)

1) 米軍政府による直接統治

1945年4月の米国太平洋区域総司令長官ニミッツの布告「米国軍占領下ノ南西諸島及其ノ近海住民ニ告グ」はその中で、①南西諸島及其近海における米国海軍政府の設立を宣言し、自らその軍政府長官となると共に、②日本帝国政府の全ての行政権の行使の停止、③日本裁判所の司法権の停止を通告した。同時に、④同布告第4条で、「本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限り居民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持続ス」とした。従って、立法権、行政権は無いものの、それまでの日本の法律はそのまま使えるわけで、旧都市計画法、市街地建築物法などにあっても効力があることになる。しかしながら、従来の法律では、都市計画の決定権者、事業の主体、規制の取締り者等、その実際の執行になるとそのままでは使えず、結果、無法状態と同様であった。

従って、戦災復興及其後の都市計画に関わる計画から事業の実施並びに事業費の補助までの全てにおいて、米軍政府の認可と援助を仰がなければならないという、まさに米軍政府の直接統治の下で戦後の沖縄の都市計画は始まった。

2) 強制移住「割当土地」制度

1945年10月23日、米軍政府は「住民再定住計画及び方針」(指令第29号)を各収容地区隊長へ出した。その目的は、終戦の前後に沖縄本島の北部地域(12地区)へ収容していた中南部の住民を従前の居住地に移すこと(帰村)であり、翌1946年1月までに完了するという計画であった。

計画の方針として、①住民委員会を設けて、家族の住居及び耕作地の割当をすること、②割当に際しては、同一区域に住居を有していたものが後に移り来ることに留意すること、③この割当をしても、従来の法律上の所有権に影響を与えないこと、④以前に所有してきた土地を個人に割り当て、更に他の者をその土地に住まわせても良い、⑤住民は地区内の居住可能な土地全体に分散させること、⑥受け入れ地区の隊長は、仮小屋・食事の提供をし、この方針にしたがって住民の再定住を実施する、等が指示されている⁽⁶⁾。

この住民の再定住は、約1年をかけてかなりの地域で完了していくが、その多くを占めている旧那覇市や旧コザ市の地域は米軍の占拠範囲が広いと、住民は更に別の地域で仮居住を余儀なくされた。その後占拠地区の解放が徐々に進められ、旧那覇市の大方の旧住民が戻ったのは1950年である。また、住民の再定住に際して、上記の理由等によって元の土地に帰れないもの、自分の土地が分からないもの、土地を持っていなかったもの等は、いずれも地区隊長と市町村長の判断で土地を割り当てられたことから、後の土地問題の発生の原因となった。

この段階での計画は、住民の「収容」から「定住」へと転換させる目的が強いせいもあるが、その方針に見られるごとく、後に元居住者が戻ることを留意しつつもそれに対する実際の配慮はなく、土地所有権の無視、他地区者を含めた暫定的割り当て、そもそもが住民の主体性を欠いた「割当」という方法、に問

題の要因があり、住民の「居住」という概念が計画には無かったと言わざるを得ない。

その後、土地所有者が戻り、所有者による割当土地の明け渡しが求められ、割当土地居住者とのトラブルが発生した。このため、米軍政府から変わった米国民政府は新たな沖縄群島政府に要請して、1951年9月「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例」（通称「割当土地条例」）を制定させた。これによって割当土地使用権は「見なす契約」に基づく貸借権として置き換えられた。その後更に、1955年6月、琉球政府による「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例の廃止に伴う措置に関する立法」（通称「割当土地法」）によって、貸借権及び期間の法的位置付けが与えられた。復帰後は借地上の借地権とされ、今日に至っているが、土地所有者と借地権者との対立は今もって根が深く、再建築、市街地整備をする上での大きな障害となっている。

即ち、「割当土地」制度は、戦後の応急的居住政策としてとられた米軍政府の措置ではあったが、それが土地所有者不在のまま行なわれたにも拘らず、根本的な整理、解決をせず、単に「借地権」として切り換え固定化してしまったことになる。市街地中心部の多くの土地基盤がこの応急的かつ表面的な土地整理によって形作られたと言えよう。

3) 現物援助「規格住宅」

割当土地制度と同時の1945年10月、米軍政府は「沖縄人住宅の建築資材」（指令第37号）を出し、割当土地の地区における住民のための恒久住宅用の資材の見積を行うことを指示した。その際の建築計画として、①骨組みは一人当たり床面積40平方フィート、②床張りは一人当たり10平方フィートとする、③屋根の10%は板金、90%は茅葺きとする、等を提示した。続いて同年12月、米軍政府は「沖縄人住宅計画」（指令第72号）によって、沖縄人のための住宅設計図と建設予定住宅5万棟（完全家屋25,000棟、部分家屋25,000棟）分の所用資材料及びその建設方法を提示した。

この住宅は、米国産材木を使ったツー・バイ・フォー（2×4インチ）の骨組みと、壁と屋根はテント張りの茅葺きで、面積は母家5.33坪（17.5㎡）、延べ6.66坪（21.9㎡）の画一的な規格のため「規格住宅」と呼ばれた（図-2）。規格住宅は、1946年11月から3年間にわたって計73,500戸が建設され、戦いで家を失った人々に無償で供与された。

この「規格住宅」は、なるべく地元の建築業者に建設させたことから、日本で最初のツー・バイ・フォー工法の技術を習得するという建設技術面での効果はあったが、その応急的必要性から先の「割当土地」で建てられることが多く、結果、土地のトラブルから老朽化しても建て替えが出来ず、土地の狭小さ、道路の未整備と合わさって、過密で低水準の不良住宅地区を形成するに至ったのである。

4) ガリオア援助

1946年7月の米国陸軍政府設置の際に、米国議会は沖縄に対して、占領地域の人々を飢餓・疾病・社会不安などから救済することを主な目的とする「占領地域統治救済資金」（Government and Relief in Occupied Areas Fund、略してガリオア資金）を決定した。このガリオア資金は、毎年割当が継続され、1947年から54年までは食料・各種資材を中心とする現物援助と軍家族住宅・道路港湾・電力・水道等の公共事業の実施、1955年から57年までは琉球政府への現金援助がおもとなった。年間の援助額は約1～5千万ドルに及び、戦災都市の復興、都市建設を行う上でも重要な資金源となった。

5) 米軍政府による那覇復興計画案

1946年11月1日、米軍政府副長官クレイグ大佐の言葉「那覇は沖縄の首都として近代的なあらゆる整備を施し、官庁街、商店街、住宅街などに区画し大きさはさておき衛生等文化施設に於いては東洋一の近代都市として面目を一新せしむべく、既に専門家にその都市計画を命じてある」を受け、軍政府政治部長レイトン大佐是那覇復興計画案を沖縄民政府へ提示し、その意見を聴取しに来た。沖縄民政府側はこの計画を米国陸軍技術部隊の第一次思案と受け止め、また、その建設は米軍の全面的な支援により工作隊が行うだろうと、それに対する積極的な対応を示さなかった。これは、米軍政府が直接に関与した最初で最後の沖縄都市計画の案である。計画図が不明なため、その具体的な内容は分からないが、当時の新聞（うるま新報）記事からおおよそその特徴を推察することが出来る。

計画案は、①計画区域は、那覇港を囲む旧那覇市の4町（久茂地、美栄橋、牧志、若狭）で、一部郊外として上ノ屋を含むが限定された狭い範囲、②計画人口は2万5千人を対象、③道路は、西海岸を回遊する海岸遊歩道を設け、那覇港へ向かう（東西軸）道路とその中心で直行する（南北軸）の道路をメイン

トリートとし、市内道路はこれを機軸としてすべてを基盤目に4分、④中心部に官庁街・商店街、周辺部に住宅街と工場地帯の、大まかなゾーニング、⑤南北2カ所に大公園、数カ所に小公園、高台に博物館と動植物園を配置、⑥その他、浄水池、発電所、市公会堂、劇場、ホテル、郵便局、消防署などを配置する、といった内容であった。

6) 米軍政府による建築許可等

市内の米軍占拠地区が少しずつ解放されるにつれて、市民の建築活動が盛んとなり、その統制のため米軍政府は1949年1月「建築許可証」(指令第3号)を出し、建築許可制を敷いた。

その手続きは、①建築申請はすべて許可、不許可の副申及びその理由を付して各市町村長より沖縄民政府総務部へ提出、②民政府はこれに許可不許可を与えて米軍政府総務部へ提出、③米軍政府はこれに最終的な許可及び不許可を与えた後申請はすべて同一経路を通して市町村長に返す、④建築開始前に日英両文の許可証を見易いところに掲示する、という方法であった。

また、許可条件として、①軍舎屋地域から1マイル以内でないこと、②弾薬庫地域、ガソリン油送管及び貯蔵地域一帯から一定以内でないこと、③軍政府が立地入り禁止区域とした地域内でないこと、を提示している。この他、違反者に対して罰則規定を設けている。

(2) 第2期：条例都市計画・間接統治開始期(1950～52年)

1) 那覇都市計画の認可

1950年4月13日、米軍政府長官シーツ少将と軍首脳部は、軍政官セーファー大佐と同行した那覇市長と会見し、先に市が提出した那覇市都市計画案を検討し、その認可をした。米軍政府の認可を受けるという制約のもとではあるが、沖縄で策定された最初の都市計画である。

これより先、沖縄民政府は那覇市の都市計画は自分のところで樹立し、実施べきだと信じており、那覇市も沖縄民政府が主体で、市は側面的に協力する体制をとっていた。しかしながら、沖縄民政府が作成した計画案は軍の意図に沿わぬとの理由で却下され、1950年3月2日米軍政府が「那覇市の都市計画は那覇市が主体となって計画し、実施すべきで、沖縄民政府は那覇市の都市計画に対して参考的な意見は言えるが那覇市を拘束することは出来ない」という指令を出したことから、那覇市は急きょ都市計画委員会、都市計画協議会を組織し⁹⁾、市の都市計画案を約1カ月でまとめ米軍政府に提出したのである¹⁰⁾。

計画の具体的な中身は約3カ月後に策定され、市条例の制定と併せて決定されたが、その内容は、①計画人口は、5年後で6万2千人(1950年3月現在4万4千人)、20年後で14万人、②都市計画区域は那覇市全域及び真和志村の一部(約486ha、軍指定地域85.4haを除く)、③住居地域、商業地域(甲種商業地区、乙種商業地区)、工業地域、官公衛地区、からなる地域地区制、④幹線道路計画、⑤公園及び緑地計画、⑥上下水道、⑦河川及び排水路、⑧学校、⑨墓地整理・火葬場設置、⑩公有水面埋立事業、⑪土地区画整理事業からなっていた。(図-3)

この都市計画は、基本的には、戦前における日本の都市計画の仕組みと変わらないが、幹線道路網が一部放射道路と環状道路からなっていること、地域地区の中で甲種・乙種商業地区、官公衛地区を設け、より細くなっている点において特色がある。この計画に対して米軍政府長官シーツは、自己が示した4条件、①残存恒久建築物の存置、②軍指定地域の除外、③現存道路の活用、④幹線道路の設定、を具備して最適と評価した。

2) 那覇市都市計画条例・市街地建築物制限条例

那覇市都市計画は米軍政府の許可を得たものの、そのままでは法的な根拠がなく、市民へ告示することも出来ないことから、那覇市は同時に、都市計画条例と市街地建築物制限条例の策定をし、これらの条例に基づいて都市計画決定の告示及びその後の建築制限の根拠を与えた。1950年8月1日那覇市は、那覇市都市計画、都市計画条例及び市街地建築物制限条例を合わせて決定し告示した¹¹⁾。しかしながら、計画と関係条例は作ったが、それは那覇市が計画及びその実施主体であることを明示したに過ぎず、米軍政府の事業費援助をなくしては殆ど実行に移すことが出来なかった。

3) 琉球復興金融基金による援助

1950年4月、米軍政府は琉球の住宅及び諸生産施設などの復興のための長期設備資金供給機関の設置を目的として「琉球復興金融基金」(布令第4号)を設立した。約83万ドルが交付され、琉球銀行が受

託を受け、最終的には24,726,000ドルにも登った。この琉球復興金融基金（略して「復金」）によって、1951～59年の間で78,024戸の住宅建設の融資が行われた。また、市町村の起債への補助の割合も高く、那覇市の都市計画事業費の多くは復金によって賄われた。

4) 沖縄群島建築基準条例

1950年11月沖縄群島政府が設置されたことから、翌1951年10月に沖縄群島建築基準条例が制定された。那覇市の市街地建築物法制限条例が有効に機能せず、また他の市町村にとっても建築の取締りが必要なことから全島に及ぶ建築基準条例が定められることになった。この条例の内容は、全95条からなり、所々に「知事」や「市町村長」を決定権者として置き換えている他は、殆ど日本の1950年建築基準法と同じものとなっている。しかしながら、この条例は沖縄群島政府と同様に次の琉球政府が制定する建築基準法への単なる準備に過ぎず、実際に運用されることはなかった。

5) 米国民政府への切り換え

1950年12月の「琉球列島米国民政府」(USCAR)の設立によって、それまで米軍政府が行ってきた住宅や都市計画事業への援助は米国民政府が引き継ぎ、「民政」という角度から琉球の統治を行うことになった。だが、先にも述べたごとく、実際の権限は米国民政府副長官としての米軍政長官が握っていることから、大きな統治体制の変化はない。言えることは、今迄の軍政府が行ってきた「直接的統治」が、米国民政府から「間接的統治」へと明確に変質したことである。これは、都市計画からみれば、計画及びその実施主体を地域自治体に任せ、米国民政府は技術や資金などの間接的な関わりにとどまろうと言うことになる。別の観点から言えば、米軍基地に関わることは明確な意志表示をするが、琉球の地域計画、都市形成のあり方には理念を持たない、という責任宝亀にも取れるのである。

(3) 第3期：法定都市計画・自治抗争期（1952～56年）

1) 琉球政府による都市計画関連法の整備

1952年4月立法権を持った琉球政府が設立されたことから、都市計画関連の法律が次々と制定されていった。1952年9月の道路法、同年12月の建築基準法と土地収用法、そして翌年1953年8月の都市計画法である。これらの法律は、琉球政府、行政主席という名称を除けば、当時の日本本土のそれと全く同じ内容であったが、政府レベルの「法」としての都市計画関連法が制定されたのは戦後これが最初と言うことになる。それまで那覇市の都市計画事業は、先的那覇市都市計画条例に基づき、また米軍政府の援助のもとで行ってきたのであるが、法的効力の弱い市条例では事業の実施に限界があり、加えて、新たな「米国民政府—琉球政府—那覇市」という体制のもとで事業を円滑に推進するためには琉球政府による都市計画法の整備が必要とされたのである。

この都市計画法の交付と同時に、当時施行中であった那覇市の3都市計画事業（東町・辻町・見栄橋地区土地区画整理事業、辻町・若狭町墓地整理事業、牧志街道拡幅工事）はこの法律によって認可を受けたものと見なすという法的根拠を与えられた。（図—4）

2) 法定那覇都市計画の決定

琉球政府都市計画法に基づいて新たに都市計画の策定作業に入った那覇市は、担当都市計画課長の恩師であった、早稲田大学教授石川栄耀博士の指導を受け⁽¹²⁾、首里市、小禄村、真和志村の2市2村の合併を前提とした那覇都市計画の基本計画を検討した。しかしながら、市村合併を前提とした都市計画区域への編入については、真和志村が自村の市への昇格を考えて態度を保留したため合意には至らなかった。このため法的な都市計画を早急に決定しなければならない立場にあった那覇市は、市の行政区域のみの都市計画区域と西新町外18ヶ町の土地区画整理からなる都市計画を申請し、琉球政府は1954年6月4日これを決定告示した。（図—5、6、7）

その後再び石川栄耀の指導を受け、市となった真和志市に豊見城村を加えて、3市2村からなる都市計画案を検討した。今度は、豊見城村が計画区域編入に反対したことから結局、1956年3月23日、豊見城村を除く新那覇市（旧那覇市、首里市、小禄村が合併）と真和志市を都市計画区域とした那覇都市計画が最終計画として決定告示された（真和志市はその後那覇市へ吸収合併）。市村の合併をめぐる抗争によって法定那覇都市計画は3年の歳月を要し、2回も変転したことになる。

この那覇都市計画は、都市計画区域3698ha、10年後の将来人口23万4千人、20年後32万6千人

(1956年現在16万5千人、豊見城村含む)、を設定し、その内容は現在の那覇市の都市計画の骨格を決めるものとなった。先的那覇市条例都市計画(1950年)と較べて、環状道路網の形態から、西側の埋立区画整理拡張区域を含めた格子状のパターンへとその骨格を変えている。また、西側の1号線(現在の国道58号)と平行して、新たに市の中心を南北に延びる幹線道路(現在の国道330号)が設けられた。(図一8)

(4) 第4期：首都建設計画・金融統治期(1956～60年)

1) 首都建設計画の推進

1956年2月、琉球政府は「首都建設法」を制定公布した。これによって、琉球の首都那覇市の都市計画を推進するためである。首都建設計画とは「那覇都市計画区域内において施行せられる重要施設の基本的計画」(第2条)であって、首都建設計画及び首都建設事業は「都市計画法の適用があるものと見なす」(第16条)としているように、その実際の内容は那覇都市計画そのものと言ってもよい。その目的は、首都建設委員会(行政副主席、那覇市長など9人で行政主席が任命)を通して、琉球政府と関係市町村の事業分担、協力依頼、米国民政府への援助要請、等を行うことにある。⁽¹³⁾

1959年3月、米国民政府は「那覇市事業に対する補助金特別会計」(高等弁務官布令第22号)を公布し、「首都建設委員会の勧告した所定の那覇市事業を達成するため、補助金として使用させられる資金について、琉球政府のうちに特別会計を設ける」ことにした。これによって、首都建設計画事業(那覇都市計画事業)は、総額で31億8千万円を必要としたが、その52%は米国民政府が補助し、残りは那覇市が42%、琉球政府が6%負担することになった。この時期の沖縄の都市計画は、計画は関係市町村が作り、琉球政府が主催する首都建設委員会がそれを促進し、これを米国民政府が財政面で補助する、という体制で行うことが定着したと言える。米国民政府による「計画統治」から「金融統治」への展開である。

2) 革新市長への補助停止

那覇都市計画及び首都建設計画の策定(1956年)から米国民政府補助の公布(1959年)まで3年のブランクがあるのは、反軍政を掲げる革新政党(人民党)の瀬長氏が那覇市長に当選(1956年12月)したことに対して、米国民政府が、琉球政府及び琉球銀行を通してそれまでの補助(復金)を停止したことに始まる。結局、瀬長氏は那覇市長を辞職し次の市長に変わったことを持って、米国民政府の補助は先の新たな特別の内容を加えて再開することになったのである。このブランクは、まさに米国民政府の金融統治の効果を示している。この間、那覇市及び首都建設委員会は、米国民政府への陳情はもとより、日本本土の首都圏整備計画委員会とも交流を持ち、日本政府からの援助を得ようとしたが、その効果はなかった。

(5) 第5期：実際の市街地整備・長期的計画調査期(1960～68年)

1) 不良住宅地区と細部街路計画

幹線レベルの都市計画事業が推進されていく一方、市内に形成されている不良住宅地区や生活道路の未整備に対してもなんらかの対応が必要とされた。1962年3月、那覇市は「不良住宅実態調査」を実施し、結果1966年1月「不良住宅街改造樋川地区土地区画整理」の都市計画決定をした。だがこのころの琉球政府を通した米国民政府からの援助は融資的な性格に変わり、その枠も狭められて行ったことから、那覇市には新たな事業費をねん出する余裕はなく、計画決定のみの、関係地主からの同意と借地契約で土地整理、道路整備を始めたのである。「任意の土地区画整理」とでも言うべき事業であったが、正規の土地区画整理への切り替えの不安から地主とのトラブル、区域内建築の多発などにより、おおよそ4分の1を整備した段階で中止となった⁽¹⁴⁾。

1960年7月、地元からの道路整備の要請を受けて、首里大中町及び桜坂一帯等の「細部街路計画」が都市計画決定された。幅員6メートルを中心とする細街路網の画的な計画であったが、この計画も同時に事業費の裏付けが得られず、都市計画決定のみの建築規制で道路空間の整備を行おうとするものであった。戦前の建築線制度に似た計画手法であったが、これによる道路形成率は55%に留まり、残りは現在まで計画決定のまま引きずっている⁽¹⁵⁾。

これらの市街地整備への那覇市の対応は、当時における都市計画が基幹的施設の整備に限定され、市民生活に直接かかわる市街地整備にまで及んでいなかったこと、そのため逆に那覇市が自身で対応できる独

自の計画手法を考えなければならなかったことを示している。

2) 米国民政府による沖縄都市計画の調査

この時期、米国民政府日よって長期的・広域的な観点への沖縄の地域・都市計画関連の委託調査が行なわれている。①「沖縄幹線交通改善10カ年計画」(10 Year Program to Improve Okinawa Highway Transportation, USCAR,1962.6)は、沖縄本島における幹線道路の交通現況とインターチェンジの改良プランの検討を行ったもので、そのプランの形状は各種あるものかなり大きく、幅員の狭い道路状況にはそぐわないと思われるものが多い⁽¹⁶⁾。

②「琉球列島の都市・地域計画プログラム」(A City and Regional Planning Program for Ryukyu Islands, U.S Army Engineers District,1964.11)は、沖縄本島における地域・都市計画を遂行するための実際的なプログラムを開発することを目的として、人口・土地利用・産業等の状況と将来推計、土地利用計画、中南部主要都市の都市計画の状況と各種計画(土地利用、都市住宅、中心商業地区、幹線道路交通、港湾、公園、学校、都市再開発)の特徴、計画実行のための手段(執行機関、法制、地域制、土地区画整理事業、補助制度)について詳細に調べている。だが、ほとんどは計画情報収集・整理の段階にとどまっていて、中には日本本土の地域制・区画整理の状況や台湾の住宅基準など、その収集範囲の広さに感心させられるが、計画の作成や立案は見られない⁽¹⁷⁾。

③「沖縄の工業用地と新都市計画調査」(Industrial Estate and New Town Study Okinawa, USCAR,1969.6)は、沖縄経済開発調査の一貫として、沖縄本島における開発適地、工業用地の選定と土地利用・住宅地等の計画、港湾開発の検討を行ったものである。他の調査よりは計画要素が強く、いくつかのケーススタディを含めながら、計画方法としての各種の計画基準(敷地組合せのモジュラーシステム、ショッピングモール、クラスタープラン等)を例示している。またフリートレードゾーン(自由貿易地域)の可能性と台湾、香港の例を紹介しているなど、内容としてはユニークなものが多い⁽¹⁸⁾。

米軍政府の直接統治から米国民政府の間接統治へと変わって、更に金融統治へと転換しつつある中で、何故このような計画に関わる委託調査を行ったのか、その理由は、現在の分析段階では、明らかではないが、恐らく、米国民政府の沖縄統治が長期にわたって行く予想のもとで、地域の正確な情報収集とそれに基づく地域全体の開発計画と基地の安定的確保をもっておこうとしたのではないと思われる。事実、これらの計画調査の中で扱われているプランや開発適地がそのまま琉球政府・関係市町村でオーソライズされたり、実現した形跡はほとんどなく、一部インターチェンジの改良と糸満の埋立事業及びフリーポートゾーンの概念ぐらいである⁽¹⁹⁾。また、調査結果の報告書はかなりの分量であるものの、手作りの製本で、正式に印刷発行されたものでなく部数が限られていた(従って、米国民政府の内部資料に留まっていた)ことからその影響は少なく、沖縄であまり理解されることが無かったと思われる。もしこれらのような計画調査が、まだ沖縄での都市計画策定の段階で行なわれていたならば、その影響は相当のものがあったと推察される。ただ、一部の報告書の内容については、本土復帰後の地域政策へ幾分かの影響を及ぼしたと思われるが、USCARはそれを確認する時間を持てなかった。

(6) 第6期：日本同化期(1968~72年)

この時期になると、各地で日本本土復帰の運動が盛んになり、政府レベルでの交渉も行われていることから、都市計画関連法も本土へ合わせるようになる。「土地区画整理法」(1969年7月、琉球政府)、「新都市計画法」(1970年6月、琉球政府)がそれぞれ公布される。1968年7月には、日本政府一体化調査団(琉球政府が組織)による「本土・沖縄一体化調査報告書」がまとめられ、本土と沖縄との都市整備の比較、一体化後の整備課題等を整理している。1971年10月には、本土復帰に備えて、日本政府建設省(住宅局、都市局)による住宅需要把握のための実態調査も行われた。まさに日本同化期である。1972年5月、沖縄は日本へ復帰し沖縄県となり、琉球政府、米国民政府は廃止された。

(7) まとめ

本論文の目的は、①米国民政府の影響、②日本との関係、③沖縄都市計画の独自性、を探ることにある。これらの目標に対して明らかになった点についてまとめてみよう。

1) 米国民政府の影響

これに関しては、更に3つの視点から確認する。①沖縄への関心の程度、②沖縄都市計画への関与の方法、③計画立案・実施等の成果、である。

米国統治政府のの沖縄都市計画に対する関心はかなり高かったと言える。初期の米軍政府、特に陸軍政府からは、自ら専門家に命じて、那覇市の復興都市計画を作成するなど、その思い入れはかなり強かった。その後の米国民政府にあっても、自身が乗り出すことはなくても、沖縄の地域・都市計画に関する詳細で幅広い計画資料の収集を行っている点において、その関心は高かった。中でも特に、幹線道路網、港湾施設、住宅供給、開発適地、都市計画法制度、についてはより突っ込んだ検討を行っている。

沖縄都市計画に対する関与の仕方は、当初は米軍政府による強制移住、現物供与、道路整備、計画案作成など、直接的関与であった。だが米国民政府に変わってからは、立法権を与えての関連法制の整備、基金・金融による補助制度、等の間接的関与へと切り換えた。即ち、「金銭、物質援助のみで、計画は地域でさせる」「基地及びその周辺へ影響がなければ、基本的には地域の計画は地域に任せる」という姿勢であった。

従って、様々な思い入れ、資料のストック、技術的指導等があったものの、それらが沖縄の都市計画の内容へと直接反映されることはほとんどなく、地域の自治体の計画のみがその後の都市の形態を形作って行ったのである。強いて取り上げれば、米軍による道路建設、基地内施設の建設などによって、沖縄における自動車道路交通の発達、コンクリート建築技術の普及へとつながり、日本本土とは異なる都市形態が形成されたと言える。しかしながら、当時の地域自治体による都市計画はこれらのことを全く念頭には置いていなかったのである。そこには都市計画のベース整備と建物建設との大きなギャップがある。その一方、経済開発とからめた地域計画の視点は、本土復帰後の沖縄の地域計画へ一部受け継がれたと見ることが出来る。

2) 日本との関係

沖縄の都市計画は、法制度面において日本本土と緊密な関係にあった。ニミッツの布告によって、それまでの法律はある程度効力を持ち、特に土地区画整理については戦前からの耕地整理法を準用して行っていた（琉球政府都市計画法でもそのことを規定）ことから、都市の基盤整備手法として重要視された。その他、本土で制定された法律は4—5年の遅れでそのままの内容で琉球政府の法律として公布された。残るは計画面での技術指導と事業費の捻出であった。計画面では、石川栄耀が、計画理念的な指導ではあったが、那覇都市計画の策定に大きな役割を果たしている。しかし途中で没した（1955年9月）ことから、その後の展開、更に他の都市や沖縄全体の計画には及んでいない。財政面では、米軍政府、米国民政府双方から相当な援助を得たが、日本政府からは殆どなかった。日本政府は法制情報の提供をただけということになる。だが、都市計画の内容から見ればそれは明らかに日本の従来からの計画手法であり、米国の財政援助のもとで、地元が計画、運用したと言えよう。

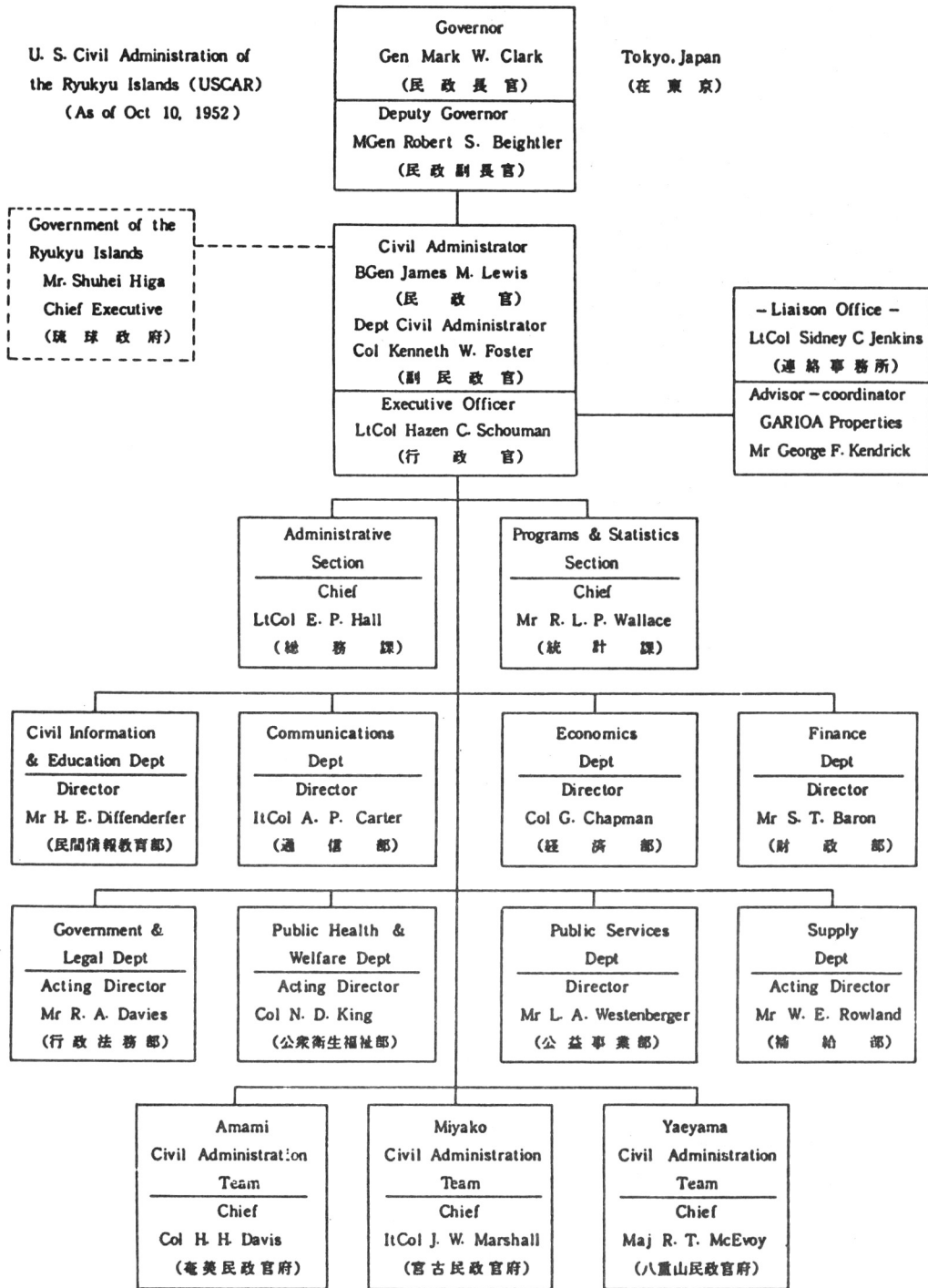
3) 沖縄都市計画の独自性

それでは、沖縄都市計画としての独自性はあったのかと言うと、計画的には優れて新しいとは言えないが、米国の援助と日本制度の狭間の中で、様々な工夫がなされたい。①市村合併や経済開発とからめた広域的な視点での都市計画を展開したこと、②新しい埋立事業と戦災復興土地区画整理事業とを重ねるといふ、希な市街地基盤整備を実現したこと、③都市計画決定だけの計画規制で、地区レベルの細街路網整備や不良住宅地再整備を試みたこと、などにおいて評価を与えることが出来る。これらの都市計画手法は、流動性のある社会状況においては、その効果を期待することが出来、東南アジア諸国での応用を含めて比較検討する必要がある。

表-1 戦後沖縄都市計画の変遷 (1945~1972)

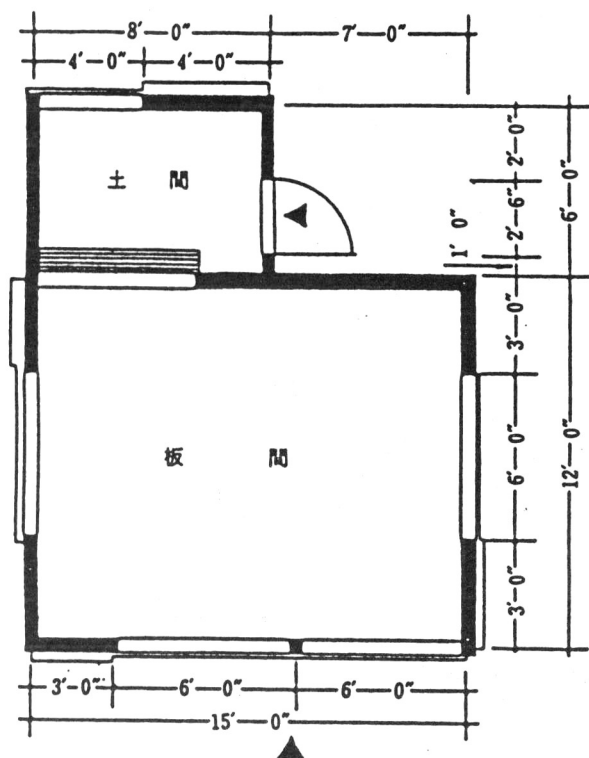
沖縄	日本本土
1945. 4 「米軍占領下ノ南西諸島及び近海居住民ニ次グ」 (ニミッツ布告)	
1945. 4 「米国海軍軍政府」設置 (米軍政府)	
1945. 8 「沖縄諮詢会」設置 (米軍政府)	
1945.10 「住民再定住計画及び方針」指令 (米軍政府)	
1945.10 「沖縄人住宅の建築資材」指令 (米軍政府)	
1945.12 「沖縄人住宅建築計画」指令 (米軍政府)	
1946. 4 「沖縄民政府」設置 (米軍政府)	
1946. 7 「米国内閣軍政府」設置 (米軍政府)	
1946. 7 「ガリオア資金」設置 (米軍政府) (占領地域統治救済資金、GROAF)	1946. 9 「特別都市計画法」
1946.11 「那覇復興都市計画法」提示 (米軍政府)	
1947.10 「公共の用に供する土地の取得」布告、指令 (土地収用法、米軍政府)	
1949. 1 「建築許可証」指令 (米軍政府)	
1950. 4 「沖縄住宅営団」設立 (沖縄民政府、米軍政府認可)	1950. 5 「住宅金融公庫法」
1950. 4 「那覇市都市計画」認可 (米軍政府)	1950. 5 「建築基準法」
1950. 4 「琉球復興金融基金」設置 (米軍政府)	1950. 6 「首都建設法」
1950. 8 「那覇市都市計画法」制定告示	
1950. 8 「那覇市都市計画」決定告示 (那覇市)	
1950. 8 「那覇市市街地建築物制限条例」制定告示	
1950.11 「沖縄群島政府」設置 (米軍政府)	
1950.12 「琉球列島米国民政府」設置 (USCAR)	
1951. 9 「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例」 (割当土地条例、沖縄群島政府)	1951. 6 「公営住宅法」
1951. 9 「沖縄住宅公社」改正 (USCAR)	
1951.10 「沖縄群島建築基準条例」制定 (沖縄群島政府)	
1952. 2 「土地開拓組合」布令 (USCAR)	
1952. 4 「琉球政府」設置 (USCAR)	
1952. 9 「道路法」制定 (琉球政府)	
1952.12 「土地収用法」制定 (琉球政府)	
1952.12 「建築基準法」制定 (琉球政府)	
1953. 2 石川栄澤来島	
1953. 8 「都市計画法」制定 (琉球政府)	
1953. 9 「那覇市分担金徴収条例」制定 (那覇市)	
1954. 6 「那覇市都市計画」決定告示 (琉球政府)	1954. 5 「土地区画整理法」
1955. 6 「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例の廃止に伴う措置に関する立法」 (割当土地法、琉球政府)	1955. 7 「日本住宅公団法」
1955. 8 石川栄澤再来島	
1956. 2 「首都建設法」 (琉球政府署名、米国民政府承認)	
1956. 3 「那覇市都市計画」決定告示 (琉球政府)	
1956.12 瀬長氏那覇市長就任、琉球政府「復金」保留	1957. 4 「首都圏整備法」
1958.11 那覇市都市計画事業補助再開	
1959. 9 「琉球開発金融公社」設立 (高等弁務官布令)	1960. 5 「住宅地区改良法」
1961. 8 「公営住宅法」 (琉球政府)	
1962. 3 「不良住宅実態調査」 (那覇市)	
1962. 6 「10 Year Program to Improve Okinawa Highway Transportation」 (USCAR)	
1964.11 「A City and Regional Planning Program for Ryukyu Islands」 (U.S.Army Engineers district)	
1966. 9 「琉球土地住宅公社法」 (琉球政府)	1966. 6 「住宅建設改良法」
1966. 「那覇市建設計画」 (那覇市)	
1968. 5 「那覇市建設計画」の修正 (那覇市)	1968. 8 「新都市計画法」
1969. 6 「Industrial Estate and New Town Study Okinawa」 (USCAR)	1969. 6 「都市再開発法」
1969. 「住宅建設資金融通法」 (琉球政府)	
1969. 7 「土地区画整理法」 (琉球政府)	
1970. 6 「新都市計画法」 (琉球政府)	
1971.10 「沖縄の住宅需要調査」 (建設省住宅局、都市局)	
1972. 5 「沖縄県」本土復帰	

琉球列島米国民政府機構圖 (1952 年对日平和条約発効直後)



(1952. 10. 10 現在)

図 - 1 琉球列島米国民政府機構圖 (1952)
Figure 1. Organization of USCAR, 1952



規格住宅平面図

屋根：茅葺
 壁：板
 床：板及び土間

U.S. NAVAL MILITARY GOVERNMENT OKINAWA
 PUBLIC WORKS DEPT.
 STANDARD NATIVE HOUSE
 DRAWN BY H. NAKAZA
 TRACED BY H. NAKAZA
 Nov. 30. 1945

図-2 規格住宅平面図
 Figure 2. Standard House Plan

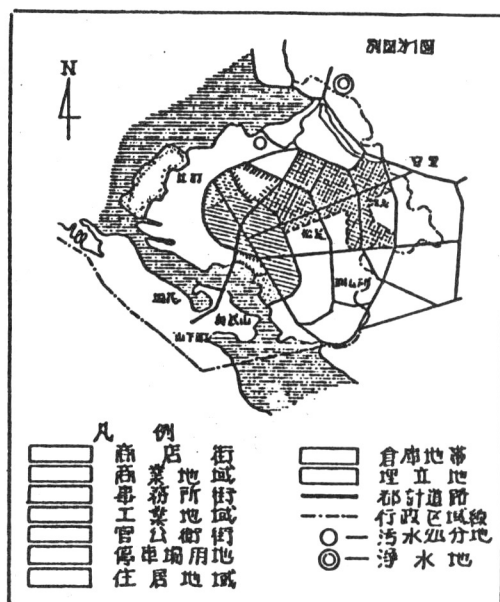


図-3 那覇都市計画 (1950)
 Figure 3. Naha City Planning, 1950

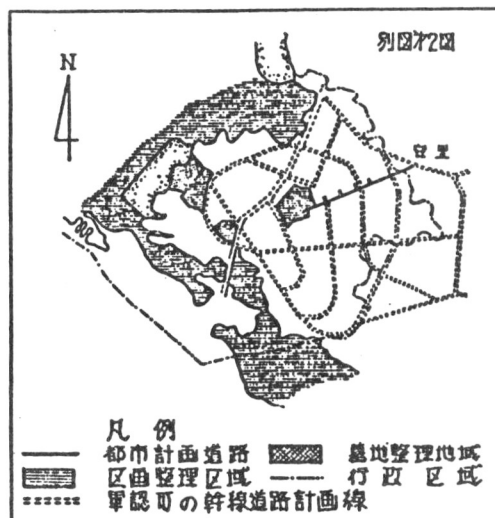


図-4 那覇都市計画事業区域
 Figure 4. Naha City Planning Project Area

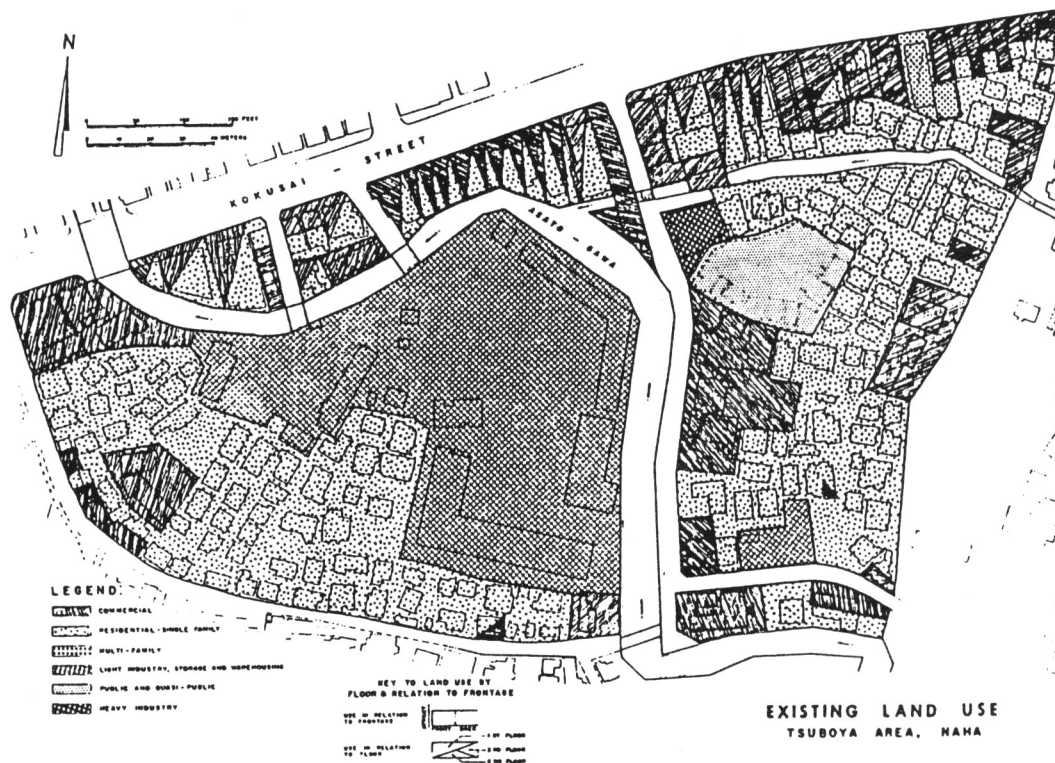


図-9 那覇市内の土地利用現況 (壺屋)
(文献(3)より)

Figure 9. Existing Land Use, tuboya Area, Naha

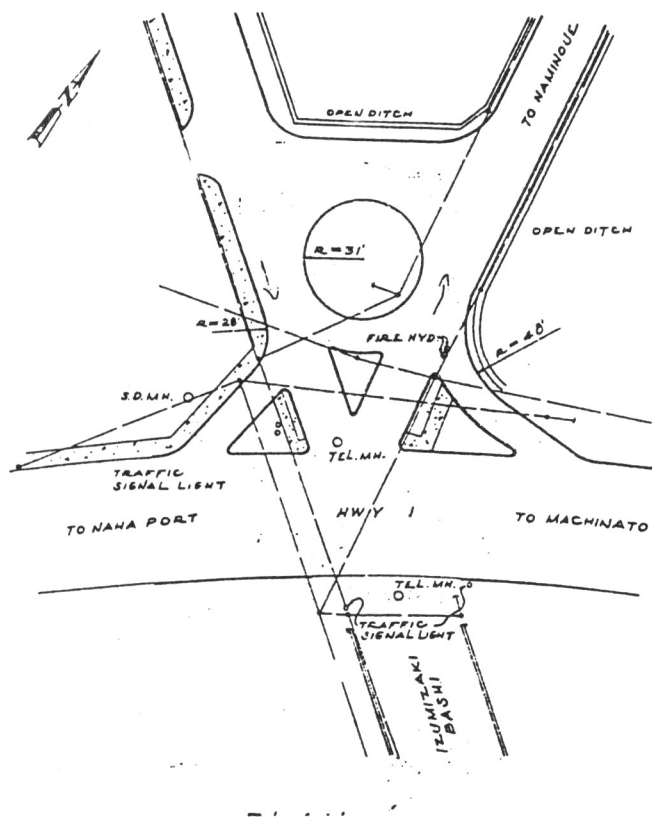


図-10 インターチェンジの改良プラン (波ノ上)
(文献(2)より)

Figure 10. Intersection Plan, Naminoue, Naha

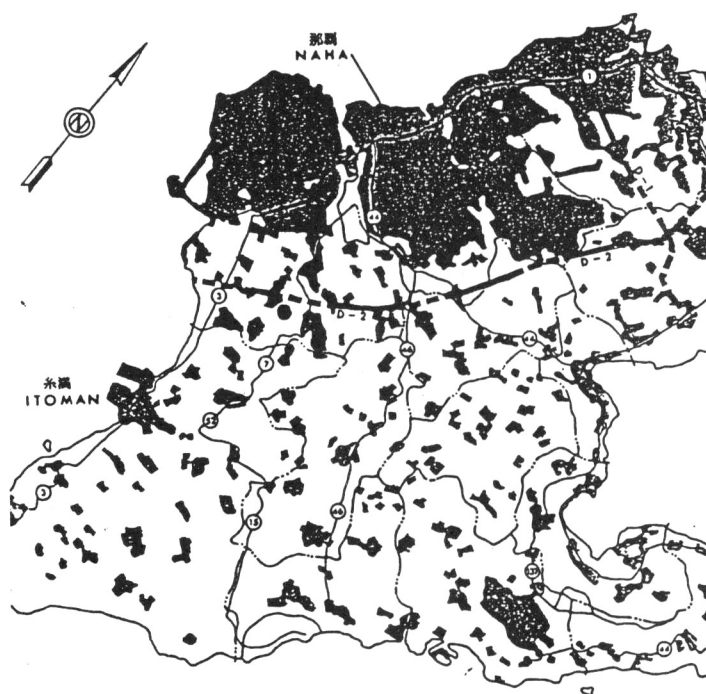


図-11 沖縄南部における都市開発利用可能未開地
Figure 11. Land Area in Southern Okinawa Open for Urban Development

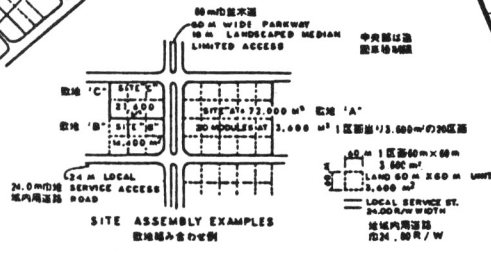
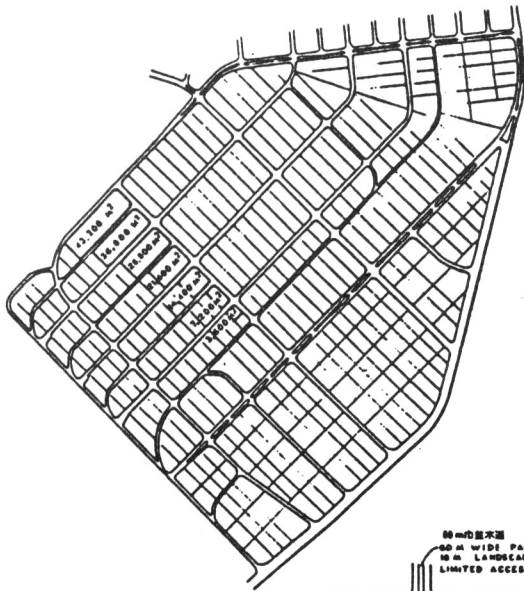


図-12 モジュラーシステム
Figure 12. Modular System

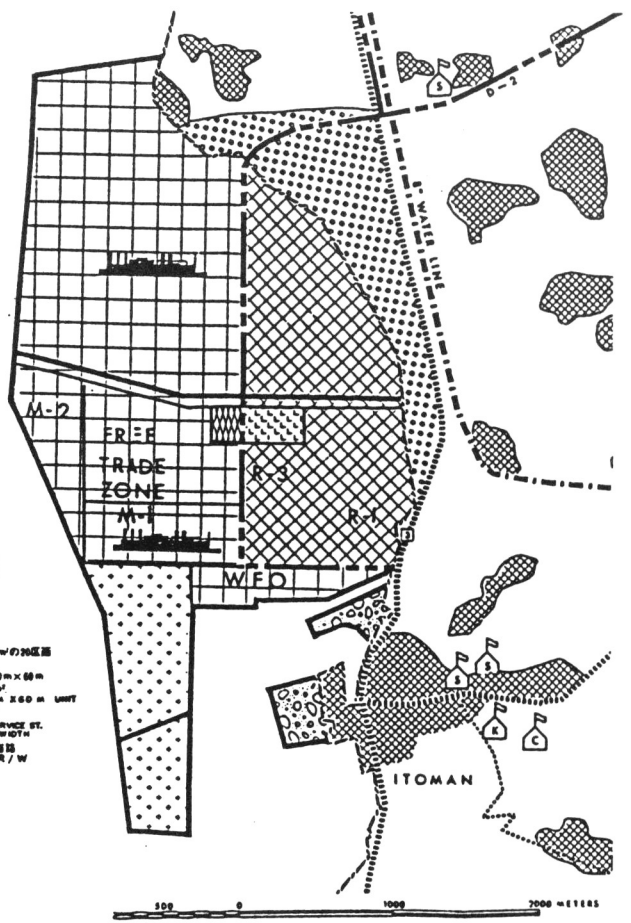
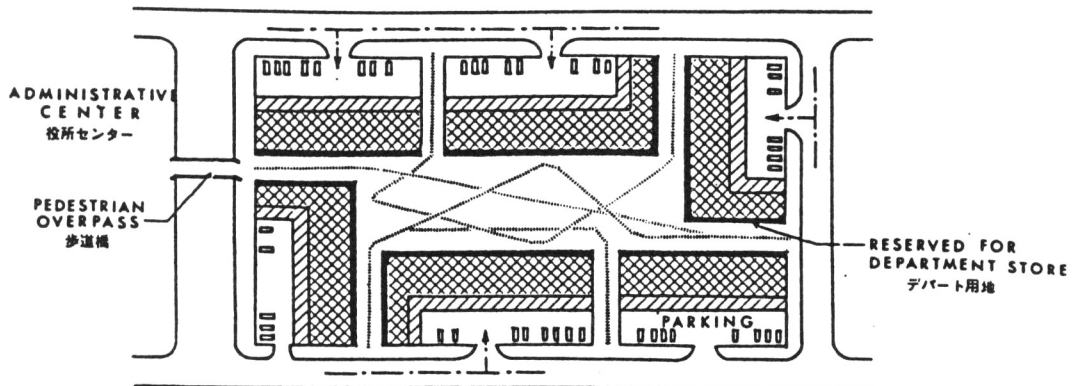


図-13 糸満工業都市計画案
(文献(7)より)
Figure 13. Case Study for Itoman
Industrial City Planning



- 1 - PROVIDES ADEQUATE PARKING ADJACENT TO SHOPPING
 - 2 - SEPARATION OF AUTOMOBILE AND FOOT TRAFFIC
 - 3 - SAFE, ATTRACTIVE
- 1-ショッピングする所の近くに適切な広さのパーキングスペースがある。
2-車禍と歩行者の通行を分離する。
3-安全、見た目に美しい。

図-14 ショッピングモール (糸満新市街)
Figure 14. Shopping Mall, Itoman New City

東南アジア都市計画関連文献リスト

国名(都市)	No.	タイトル	発行先・著者	発行年	ページ数
Philippine	1	URBAN DEVELOPMENT PLANNING IN FOUR PHILIPPINE CITIES A joint project of the U.P.local Government Center and the National Economic and Development Authority	ARTURO PACHO & ELENA PANGAIBAN Collage of Public Administration University of the Philippines Manila	1974	231p
	2	URBAN DEVELOPMENT PLANNING IN FOUR PHILIPPINE CITIES			6p
	3	DEVELOPMENT PLANNING CODE OF THE PHILIPPINES This is a preliminary draft for study and discution purposes only national economic and developmen t authority		1978.12	100p
	4	ROLE OF GOVERNMENT IN THE DEVELOPMENT PROCESS IN THE PHILIPPINES	Arturo G. Pacho United nation centre for regional development NAGOYA, JAPAN	1973.9	70p/AP16
	5	DEVELOPMENT PLANNING GODE OF THE PHILIPPINES National economic and development authority		1979.12	130p
	6	LAND TENURE,HOUSING,AND HOME OWNERSHIP LAWS VOL.10		1955	73p
	7	ANNOTATED LAWS VOL.9			6p
	8	ROLE OF GOVERNMENT IN THE DEVELOPMENT PROCESS IN THE PHILIPPINE			1p
	9	DEVELOPMENT PLANNING CODE OF THE PHILIPPINES			5p
	10	VOL.9 PHILIPPINE AN NOTED LAW			3p
	11	VOL.9 PHILIPPINE ANNOTATED LAW			5p
	12	DEVELOPMENT PLANNING CODE OF THE PHILIPPINES			9p
	13	ROLE OF GOVERNMENT IN THE DEVELOPMENT PROCESS IN THE PHILIPPINES			2p
	14	The 1991 LOCAL GOVERNMENT CODE with BASIC FEATURES	JOSE N, NOLLEDO Chairman ,NBSI Editorial Staff	1991	
	15	LOCAL GOVERNMENT CAPABILITY-BUILDING HANDBOOK	ROLNDO M.ACOSTA , BERHANE BELAY WILFREDO B. CARADA, MANUEL Q.GOTIS NESTOR N. PILAR, GAUDIOSO C.SOSMENA,JR.	1991	
Singapore	1	The Politics of Urban Development in Singapore	ROBERT E. GAMER United nations centre for Regional Development NAGOYA, JAPON	1972	263p
	2	SIP JOURNAL VOL. 5 No,1	Journal of the Singapole institute of planners	1975-76	73p
	3	SIP JOURNAL VOL. 7 No,1	Journal of the Singapole institute of planners	1977-78	59p
	4	PLANNEWS Vol. 10 No.1	The Journal of the Singapole institute of Planner	1985.7	74p
	5	URBAN PLANNING	Urban redevelopment authority		1p
	6	ANNUAL REPORT		1970	42p
	7	ANNUAL REPORT		1968-69	32p
	8	BUTTERWORTHS HAND BOOK OF SINGAPORE LAND LAW		1986	9p
	9	PART 1.SALE OF PROPERTY		1970	61p
	10	PART 5. PLANNING &DEVELOPMENT CONTOROL		1973	31p
	11	LAWS OF THE COLONY (CHAPTER 189)		1941	7p
	12	SOCIAL DEVELOPMENT IN SINGAPORE A SELECTED BIBLIOGRAPHY		1976	74p
	13	PART6.PLANNING &DEVELOPMENT CONTOROL		1970	26p
	14	MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT ANNUAL REPORT		1979	13p
	15	MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT ANNUAL REPORT		1978	6p
	16	HOUSING & DEVELOPMENT BOARD		1978	4p
	17	URBAN REDEVELOPMENT ANUARITY			3p
	18	URBAN REDEVELOPMENT AUTHORITY		1975	3p
	19	HOUSING DEVELOPMENT BOARD set up1960		1960	3p
	20	PLANNING DEVELOPMENT set up 1980		1980	6p
	21	PLANNING DEPARTMENT		1970	4p
	22	PARK&RECREATION DEPARTMENT		1976	4p
	23	HOUSING & DEPARMENT BOARD			3p
	24	URBAN REDEVELOPMENT AUTHORITY			3p
	25	URBAN RENEWAL AUTHORITY			4p
	26	HOUSING & DEVELOPMENT BOARD			3p
	27	Planning department set up 1960 (CONCEPT PLAN STRUCTURE)		1975	4p
	28	MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT ANNUAL REPORT		1975	
	29	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1974	33p
	30	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1973	31p
	31	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1972	23p
	32	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1971	39p
	33	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1970	42p
	34	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1966	7p
	35	SINGAPORE ANNUAL REPORT PLANNING DEPARTMENT		1967	5p
	36	MAP SHOWING LOCATION OF PUBLIC HOUSING ESTATES			18P
	37	THERE WAS STEADY PROGRESS		1967	17p
	38	LOCATION OF PUBLIC HOUSING ESTATES IN SINGAPORE			
	39	BUILDING & DEVELOPMENT			30P
	40	REPUBLIC IF SINGAPORE PLANNING ACT		1970	22p
	41	GOVERNMENT GAZETTE ACTS SUPPLEMENT		1974	32p
	42	SINGAPORE LAND LAW			2p

	43	The politics of urban development in Singapore			2p
	44	ANNUAL REPORT 1968+1969		1968-69	1p
	45	ANNUAL REPORT		1970	1p
	46	SINGAPORE LAND LAW			2p
	47	LAWS OF THE COLONY OF SINGAPORE			1p
	48	ANNUAL REPORT 1968+1969		1968-69	3p
	49	SGP: THE POLITICS OF URBAN DEVELOPMENT IN SGP			3p
	50	Development Control & Planning Law in singapore	Nat Khublall & Belinda Yuen	1991.1	
INDONESIA	1	HOUSING DEVELOPMENT REPUBLIC OF INDONESIA	Overseas technical cooperation agency Government of Japan	1973.3	98p
	2	HOUSING DEVELOPMENT REPUBLIC OF INDONESIA		1973	
	3	A SHORT NOTE ON AREA/REGIONAL DEVELOPMENT STUDIES IN INDONESIA JAKARTA,		1978.12	20p/AP38p
	4	A SHORT NOTE ON AREA REGIONAL DEVELOPMENT STUDYS			5p
	5	LEGAL AND INSTITUTIONAL CHANGES Final report Directorate general of housing,building,planning&urban developpment Department of public works &power of the republic of INDONESIA PLANNED COMMUNITY DEVELOPMENT	TINE-LIFE BLDG NEW YORK Jakarta	1973.8	186p
	6	LWAGAL AND INSTITUTIONAL CHANGES			4p
	7	Department of public work & power of the republic of Indonesia			3p
	8	LEAGAL AND INSTITUTIONAL CHANGES department of public work & power of the republic INDONESIA			7p
	9	PROCEEDIGS, The First International Symposium on City Planning and Environmental Management in Asian Countries 1998: January 9-10 Ujung Pandang INDONESIA	Asian Urban Research Group(AURG)	1997	
	10	BASIC PROVISIONS for CITY DEVELOPMENT, DEPARTMENT OF PUBLIC WORKS AND POWER OF THE REPUBLIC OF INDONESIA	THE MERCY OF GOD THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA		
	11	JAKARTA 2005 PEMERINTAH DAERAH KHUSUS IBUKOTA JAKARTA		1987	
	12	INDONESIA THE CHALLENGE OF URBANIZATION	ANDREW M.HAMER		
	13	インドネシア共和国スラバヤ都市圏都市計画事前調査報告書	国際協力事業団	1981	
MALAYSIA	1	Planning with the Urban Poor (in the Federal Territory) proceeding of the workshop and seminar	United nations : children's Fund Malaysia	1980	134p
	2	PLANNING WITH THE URBAN POOR			2p
	3	LAND ADMINISTRATION in PENINSULAR MALAYSIA A study on some critical areas (A Revised Edition)	Kamarudin Rani, KMN, B.A (Malaya), M.P.A.(Pittsburgh) Kuala Lumpur	1973	56p
	4	LAND ADMINISTRATION IN PENINSULAR MALAYSIA			2p
	5	LAWS OF MALAYSIA / Act 172 /Town and country planning act		1976	58p
	6	Laws of Malaysia act 172 Town anf country planning			6p
	7	LAWS OF MALAYSIA ACT 172;TOWN AND COUNTRY PLANNING ACT		1976	57p
	8	LAWS OF MALAYSIA Act 118, HOUSING DEVELOPERS(CONTROL AND LICENSING)ACT 1966		1982.5	
	9	PUBLIC AND PRIVATE HOUSING IN MALAYSIA	Tan Soo Hai and Hamzah Sendut	1979	
THAILAND	1	THAILAND:Urban and specific areas development The Sixth National Economic and Social Development Plan (1987-1991)	Urban development Co-Ordination Division The National Economic and Social Development Board		70p
	2	THAILAND :DEVELOPMENT PLANNING IN THAILAND THE ROLE OF THE UNIBERSITY	Dr,Saeng Sanguanruang :Amnuay Tapingkae Regional Institute of Higher Education and Development / Singapore	1973.9	98p
	3	THAILAND: URBAN LAND PROGRAM HUMAN SETTLEMENTS DIVISION ASIAN INSTITUTION OF TECHNOLOGY : The prospect for orban land pooling / readjustment in Thailand	R,W,Archer / HSD Working Paoer No. 28	1988.12	21p
	4	THAILAND :REGIONAL CITIES DEVELOPMENT PROGRAMME: Municipal Finance And Management Ministry Of Interior Final report Planning & Budgeting	National institute of development administration Final report Planning & Budgeting	1983.1	109p
	5	LAND SUBDIVISION IN THAILAND A translation of the land subdivision regurations and the guidelines for relaxing the regulations タイにおける土地細分 : 土地裁判法規の 翻訳と法規を寛大にする ためのガイドライン		1986.12	32p
	6	TOWN AND CITY PLANNING ACT 1975 土地計画条例1975		1975	18p
	7	THAI DEVELOPMENT PLANNING IN THAILAND THE ROLE OF THE UNIVERSITY		1975	255p
	8	BYE-LAWS OF THE BANG KOK METROPOLIS タイの首都バンコクの条例 ; 建物の建設管理B.E.について		1975	29p
	9	REGIONAL SEMINAR ON The role of the community in housing supply for the urban masses in south east asia		1979	2p
	10	URBAN and SPECIFIC AREAS DEVELOPMENT		1984.8	43p
	11	Urban Land Program Human Settlements Division Asian Institute Of Thechnology			70p
					21p

	12	Transferring The Urban Land Poolings Readjustment Thechnique To The Developing Countries Of Asia			1p
	13	Land Management For Adequate Land Supply And Planned Use In Asian Cities Bangkok;Thailand			1p
	14	Development Planning In Thailand The Pole Of The University			1p
	15	URBAN LAND PROGRAM HUMAN HOUSING SETTLEMENTS DIVISION	ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY BANGKOK, THAILAND		
	16	Transferring the urban land pooling/readjustment technique to the developing countries of asia ;BANGKOK, THAILAND			1p
	17	LAND MANAGEMENT FOR ADEQUATE LAND SUPPLY AND PLANNED LAND USE IN ASIAN CITIES ;BANGKOK, THAILAND			1p
	18	BANGKOK, THAILAND :HOMAN SETTLEMENTS DIVISION ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLOG BANGKOK THAILAND Tranceferring the urban land pooling/ readjustment technique to the developing countries of asia HSD Working Paper No.24	R,W, Archer	1987.12	25p
	19	BANGKOK THAILAND : HOMAN SETTLEMENTS DIVISION ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY :Land management for adequate land supply and planning land use in asian citis HSD Working Paper No.15 Land management for adequate land supply and planning land use in asian citis	R,W,Archer	1984.11	28p
	20	タイ国都市計画策定指針作成調査最終報告書	国際協力事業団	1989	
	21	タイ国区画整理事業適用調査最終報告書	国際協力事業団	1993.6	
	22	タイ国都市計画関連資料集	国際協力事業団	1993.12	
台灣	1	TAIWAN:台北市政府八十三年委託研究案:台北市自然環境調查評估與區劃 有價值空間與生態資源之調查區劃 (文山、南港區)	委託: 台北市政府都市發展局 研究: 中華民國工程環境學會	中華民國83.6	39p
	2	TAIWAN:都市計畫特論/台灣における都市計畫の概要		1993.12	6p
	3	TAIWAN:ASTUDY ON CHARACTERISTICS OF CITY PLANNING IN TAIWAN DURING THE JAPANESE COLONIAL ERA (1895-1945)	黃世孟建築與城鄉研究所 Faculty of Engineering National Taiwan University in Tokyo	1988.8	17p
	4	CHZINA:INTRODUCTION OF THE CONSTRUCTION AND PLANNING ADMINISTRATION REPUBLIC OF CHINA	CONSTRUCTION AND PLANNING ADMINISTRATION MINISTRY OF INTERIOR	1983	22p
	5	THAIWAN:URBAN DEVELOPMENT IN THAIWAN, THE REPUBLIC OF CHINA	PENG-FEI, KUO Bureau urban and housing development TAIWAN provincial government the republic of CHINA INTA 12TH ANNUAL CONFERENCE	1988.6	15p
	6	THAIWAN:BRIEFING ON THE PLANNING OF REGIONAL DEVELOPMENT IN TAIWAN	Construction of interior republic of CHAINA		13p
	7	TAIWAN:INVESTMENT PROMOTION ZONES BOARD OF INVESTMENT	prepared by NAVANAKORN CO/LTD.	1977	4p
	8	TAIWAN NAVA NAKORN NEW TOWN			12p
	9	TAIWAN:邁向 21 世紀之國際都市台北我的國:台北市政府都市發展局	印製 /中華民國八十三年六月		1p
	10	TAIWAN:明日台北 都市計畫的新紀元	台北政府・工務局一都市計畫處印製	中華民國78.6	1p
	11	TAIWAN:台北市都市計畫綱要計畫研究會 * 文集(一) 都市公共空間構成之調查分析 論文集(二) 都市景觀意象之調查分析	主編: 台北市政府都市發展局 協編: 淡江大學研究所 文化大學建築暨都市設計系、空間雜誌社		379p 56p/AP8
	12	TAIWAN:台北市都市計畫說明書: 擬訂基隆(中山橋至成美橋段)附近地區細部計畫暨配合修訂主要計畫案	台北市政府		46p/AP8
	13	TAIWAN:台北市都市計畫說明書: 修訂信義計畫地區細部計畫(通盤檢討)案	台北市政府		61p/AP41
	14	TAIWAN:台北都會區成長管理策略之研究	委託: 台北市政府都市發展局 研究: 台灣大學建築與城鄉研究所	中華民國83.6	140p/AP30p
	15	TAIWAN:台北市都市發展年報	台北市都市發展局中華民國八十二年六月印製		149p
	16	TAIWAN:台北市都市計畫年報 (中華民國八十二年)	台北市政府都市發展局備印	中華民國82.7	120p
	17	TAIWAN:台北市主要計畫書圖整合之研究	委託: 台北市政府都市發展局 研究: 中華民國都市計畫學會	中華民國83.6	52p/AP86
	18	TAIWAN:臺北市實施開發許可制度及規範	委託: 台北市都市發展局 研究: 國立政治大學地政研究所	中華民國83.6	175p/AP47
	19	TAIWAN:台北市都市計畫年報(中華民國八十年)	台北市政府工務局都市計畫處備印	中華民國81.6	104p
	20	TAIWAN:中華民國七十八年臺北市政建設與都市計畫年報	台北市政府工務局備印	中華民國79.6	142p
	21	TAIWAN:2010 TAIPEI 台北市都市計畫年報(中華民國七十九年)	台北市政府工務局備印	中華民國80.6	88p
	22	TAIWAN:台北市土地使用分區管制規則內各分區 :經本府核准使用組別之核准基準表	台北市政府都市發展局	中華民國83.6	156p
	23	TAIWAN:台北市土地使用分區管制規則			71p
	24	TAIWAN:都市計畫法台北市施行細則台北市 土地使用分區管制規則	台北市都市發展局編印	中華民國83.5	101p
	25	TAIWAN:台北市政府八十三年委託研究案 台北市縣行政轄區調整土地使用管制合之研究所	委託: 台北市都市發展局 研究: 中國文化大學建築之都市設計學系	中華民國83.6	204p
	26	台灣台南市都市計畫調查報告書	海外技術協力事業団	1966	
	27	台灣都市的文化的多重性とその歴史的形過程に関する研究	黃蘭翔	1993.12	
HONG KONG	1	LAWS OF HONG KONG BUILDINGS ORDINANCE(CHAPTER 123 REVISED EDITION		1983	131p
	2	LAWS OF HONG KONG PUBLIC HEALTH AND URBAN SERVICES ORDINANCE (CHAPTER 132) REVISED EDITION 198			7p
	3	LAWS OF HONG KONG TOWN PLANNING ORDINANCE (CHAPTER 131)		1974	11p
	4	LAWS OF HONG KONG C.131			1p

	5 LAWS OF HONG KONG C.123 6 LAWS OF HONG KONG C.131 7 URBAN AND SPECIFIC AREAS DEVELOPMENT 8 HONG KONG'S NEW TOWNS A Selective Review	ROGER BRISTOW	1989	7p 12p 6p
SLILANKA	1 SLILANKA 1.LAND REFORM LAW No.1 OF 1972:THE NATIONAL STATE ASSEMBLY	Printed on the orders of Government: Slilanka , natl stat:	1972.8	32p
INDIA	1 INDIA : Urban and regional Planning Information Systems for India other ESCAP countries 2 Urban and Regional Planning Policy in India 3 URBAN SYSTEMS AND RURAL DEVELOPMENT	Edited by proffesor N.S.SAINI Head of department of Urban & Regional Planning School of Planning And Architecture Deemed UniversityCOPYRIGHT:AUTOR,1987 R.K WISHWAKARMA UPPAL PUBLISHING HOUSE NEW DELHI R.P.MISRA, P.D.MAHADEV and D.C. JAYASHA NKAR	1987 1981 1972	423p
SOUTH KOREA	1 SOUTH KOREA & JAPAN Rand Readjustment Rand Readjustment A different approach to financing Urbanization:	Lwxington Books D.C. Heath and company Lexington.Massachusetts	1982	225p
その他	1 COUNTRY REPORTS FOR HOUSING COURSE 1983/ (1) BURMA, etc (2) INDONESIA,etc. (3) PHILIPPINE, SINGAPOLE, THAILAND,etc. 2 Regional Cities Development Programme Municipal Finance And Management Ministry Of Interior 3 LAND REFORM LAW OF THE NATIONAL STATE ASSEMBLY NO.1 OF 1972 4 PLANNING WITH THE URBAN POOR 5 LAND READJUSTMENT 6 REGIONAL CITIES DEVELOPMENT PROGRAMME ;Municipal Finance And Management Minisutry Of Lterior 7 MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT ANNUAL REPORT 1977 8 MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT ANNUAL REPORT 1976 9 BUILDING 10 RESETTCEMENT 11 HIGHLIGHTS 12 Land Readjustment , A modern approach to urbanization 13 Urban Planning in the Third World(The Chandigarh Experience) 14 DEVELOPMENT PLANNING IN ASIA 15 URBAN DEVELOPMENT IN SOUTHEAST ASIA 16 URBAN OLANNING PRACTICE IN DEVELOPING COUNTRIES	Housing Condition & Housing Policy Japan international cooperation agency Gerhard Larsson Madhu Sarin. MANSELL PUBLISHING LIMITED SOMSAK TAMBUNLERTCHAI, S.P. GUPTA JURGEN RULAND JOHN L. TAYLOR, DAVID G. WILLIAMS	1983 1972 1977 1976 1993 1982 1989	119p 150p 115p 4p 1p 3p 8p 6p 27P/P.28-40 13P 38P